

1. 第59回秋期特別総会(甲府)開催報告

標記総会が開催された件につき、以下の通りご報告いたします。

(1) 学術集会について

山梨大学を世話機関として加藤良平会長のもとで、平成25年11月21日(木)～22日(金)の2日間、甲府富士屋ホテルにて開催された。特別講演1題、学術研究賞演説(A演説)8題、B演説3題、シンポジウム2件9題、病理診断シリーズ2題、ポスターセッション56題の発表と討論が行われた。会期後には、IAP病理学教育シンポジウム・スライドセミナーが開かれた。

(2) 理事会について

平成25年11月20日(第59回秋期特別総会の前日)に同会場にて理事会を開催した。

理事会では理事長報告、各種委員会委員長報告、各種協議と決定、その他を行った。協議事項は以下のとおりで、総会への提案事項承認や、推薦する候補者の決定、理事会決議事項決定等を行った。

- ① 平成26年度事業計画並びに収支予算に関する件(承認)
- ② 第61回(平成27年度)秋期特別総会会長選出の件(推薦)
- ③ 第105回(平成28年度)総会会長の選出の件(推薦)
- ④ 第104回(平成27年度)総会宿題報告担当者の選出の件(決定)
- ⑤ 功労会員制度の件(承認)
- ⑥ 学術評議員のあり方と会費値下げの件(承認)
- ⑦ COI委員会内規策定の件(決定)
- ⑧ 会員行動規範の件(決定)
- ⑨ 定款及び各種規程等文言変更の件(承認)
- ⑩ 平成25年度功労会員推戴の件(推薦)
- ⑪ 平成26年度新功労会員有資格者承認の件(承認・平成26年推薦予定)
- ⑫ 今期新入会員承認の件(決定)
- ⑬ 賛助会員申し込みの件(決定)
- ⑭ 病理専門医受験料値上げの件(決定)
- ⑮ 専門医制・評価認定機構への病理専門医データの提供の件(決定)
- ⑯ 総会審議事項等に関する件(承認)

(3) 総会について

平成25年11月21日に、同会場にて法人総会を開催した。

総会では、理事長報告、各種委員会委員長報告、各種協議と決定を行った。協議事項は以下で、理事会の提案通りすべて決定となった。

- ① 平成26年度事業計画並びに収支予算に関する件
- ② 第61回(平成27年度)秋期特別総会会長選出の件
- ③ 第105回(平成28年度)総会会長選出の件
- ④ 功労会員制度の件
- ⑤ 学術評議員のあり方と会費値下げの件
- ⑥ 定款改定の件
- ⑦ 定款施行細則及び各種規程等改定の件
- ⑧ 平成25年度功労会員推戴の件

2. 一般社団法人日本病理学会総会(第59回秋期特別総会)報告事項他

平成25年11月21日(木)13:50～14:50まで、甲府富士屋ホテル1F昇仙閣にて一般社団法人日本病理学会秋期特別総会(平成25年度第2回総会)が開催され、以下の理事長報告、委員会報告、その他がありましたのでご報告いたします。

(1) 理事長報告(深山正久理事長)

- ① 現在の本学会総会会員数は4,327名で、微増傾向にあるが、学術評議員数はやや減少している。
- ② 本年度の課題として、以下のことを中心に取り組んでいる。
 - i 学術評議員の責務の明確化と会費値下げ
 - ii 名誉会員制度の見直しと「功労会員」制度の制定
 - iii 「国民のためのよりよい病理診断を目指した行動指針2013」の推進
 - iv 新たな専門医制度に向けた準備や、臨床細胞学会との連携
 - v 精度管理のためのNPO法人設立や、病理認定技師制度設立への協力
 - vi 学術活動(宿題報告等)の一般の方への発信
 - vii 癌取扱い規約の整備と病理診断ガイドラインの策定計画
 - viii 学会活動のIT化の推進(ニュースレターの発行、病理学会ネットワークの強化、UMIN-ID利用の促進等)
- ③ 厚生労働省がん診療提供体制の見直しについて「がん診療連携拠点病院等のあり方について」を議題とするワーキンググループが厚労省に設置され、

黒田一学術評議員が委員として参加していた。資料の作成等本学会とも連携し努力した結果、がん診療拠点病院、がん診療病院の要件に、病理医の配置、迅速診断体制の整備、病理室の設置等、病理診断体制の充実に関わる内容が盛り込まれることになった。

- ④ アンケートの結果、現在各病院で使われている病理診断についての報告書の名称を「検査報告書」等としている施設がまだ4割ほどあることが判明した。病理診断科標榜推進のためにも保険医療機関で病理医が行った病理診断については、その報告書の名称を「病理診断報告書」等「診断」の文言がはいったものへ変更するよう、各施設にて協力されたい。
- ⑤ 病理解剖への保険診療上の財政的裏付けを目指し、官公庁等へ働きかけを行っている。
- ⑥ デジタルパソロジーの現状把握と今後の活用に向けて、デジタルパソロジー検討委員会を設置することとし、活動を開始した。
- ⑦ 平成26年度の診療報酬改定への要望に取り組んでいる。
- ⑧ 病理専門医および口腔病理専門医研修登録について、現在医科は360名、口腔は40名が登録されている。
- ⑨ 各学会の専門医制度を統括する第三者機関の立ち上げ準備が進んでいるため、本学会でもこれに対応するワーキンググループを設置し、準備を開始している。
- ⑩ 日本専門医制評価・認定機構が、基本領域18学会の専門医情報をデータベース化する事業を行う。これにあたり病理専門医情報の提供依頼があり、承諾した。(理事会決定)
- ⑪ 日本臨床衛生検査技師会が病理認定技師制度の発足準備をしており、本学会からも委員派遣をするなど協力している。平成26年12月には第1回の認定試験が実施される見込みである。
- ⑫ 法医学会とより緊密な連携、協力体制を築くために、2学会の連絡協議会を開催し、今後も継続する。
- ⑬ 病理学会会員行動規範を策定したので遵守されたい。(理事会決定)
- ⑭ コニカミノルタ株式会社が、本学会賛助会員となった。(理事会決定)
- ⑮ NPO法人「がんの早期診断・治療に必要な病理診断の総合力を向上させる会」が発足した。
- ⑯ 学会活動のIT化を目指しているが、特にUMIN-IDを利用したネットワークの利用率が低いので協力されたい。
- ⑰ 一般社団法人化に伴う会計制度の変更につき、学術医療振興基金、国際交流基金等の会計区分が廃止された。ただし、実際の運用については変更がない。
- ⑱ 「日本病理学会100周年記念事業特別基金」のプロジェクト5つにつき、現在担当委員会にて中間評価

を行っているが、すでに終了した一つを除き、すべて継続される。

- ⑲ 現在の執行部では若手病理医・研究医を応援することを最大の課題としており、以下のような施策を行っている。
 - i 会費の優遇
 - ii 若手病理医・研究医の育成とリクルート委員会の設置
 - iii 研修医手帳と「診断病理」の無料配布
 - iv 剖検講習会、細胞診講習会の開催
 - v 病理学会カンファレンスの開催と参加費の補助
 - vi 100周年記念病理学研究新人賞の授与
 - vii 学部学生を対象とした各種施策
- (2) 各種委員会報告等
 - ① 癌取扱い規約委員会およびガイドライン委員会
 - i 日本癌治療学会および関連学会において今年度新たに癌取扱い規約統一のための会が開催される。
 - ii 院内がん登録の法制化により2016年1月からのがん登録事業が決定された。
 - iii 病理診断科としての診断に対するガイドラインまたは指針を作成する。
 - iv 現在まで作成されているHER2乳癌、胃癌についてのガイドラインを作成する。
 - v 日本臨床細胞学会の作成予定の細胞診ガイドラインに対しても病理学会として情報の共有を行う。
 - ② 学術委員会
 - i 第104回(2015)総会宿題報告担当者決定
 - ii 第60回(2014)秋期特別総会 診断シリーズ担当者決定
 - iii 学術集会における英語セッション・スライド/ポスターの英語化について今後検討する。
 - ③ 研究推進委員会
 - i 第11回(2014)病理学会カンファレンス開催予定
テーマ:「イメージング技術の進歩と医学研究」
日程:2014年8月1~2日
場所:六甲山
世話人:中村卓郎学術評議員
 - ii 第12回(2015)病理学会カンファレンス開催予定
テーマ:「分子病理の新展開(仮題)」
日程:2015年7月24~25日
場所:六甲山
世話人:小田義直理事
 - iii 分子病理診断講習会を第103回(2014)総会時から開催する。2017年度から専門医受験資格に受講の義務化が想定されている。
 - ④ 編集委員会
 - i “Pathology International”の投稿数の減少への対策について、News Letterでのお願い、Review article執筆依頼、癌取扱い規約英語版執筆の可能性

- を採るなど、対応策を検討している。
- ii 「診断病理」は投稿が支部によって偏りがあることについての対応、電子投稿への移行等について検討している。
- ⑤ 「特定非営利活動法人日本病理精度保証機構」設立について（医療業務委員会・設立準備WG報告）
- i この法人は、適正な治療に寄与するために、病理診断の精度管理・評価を行い、病理診断の質を保証することを目的とし、設立する。
 - ii NPO法人設立のメリットとして以下のことがある。
 - ・病理医自身にとって、病理診断の質を担保する仕組みを構築できる。
 - ・確定診断である病理診断の精度向上により、臨床医、患者に益することができる。
 - ・非営利目的、公共性のある活動として行うことができる。
 - ・広く社会に開かれた活動として、国民に貢献できる。
 - ・継続的、恒常的活動が可能となる。
 - ・人的、経済的体制、ならびにデータシステム構築が可能となる。
 - ・日本臨床衛生検査技師会との共同活動としておこなうことが可能となる。
 - ・関連臨床学会や、国外関連団体との連携協力の受け皿となることができる。
 - iii 日本臨床衛生検査技師会から2名が理事候補者として参加し、日本胃癌学会、日本乳癌学会、日本リンパ網内系学会、日本肺癌学会より正会員（団体）としての参加が承認されている。
 - iv 12月3日に設立総会を開催し、年内に設立申請書類提出を予定している。
 - v 平成26年度はホームページの立ち上げなどの準備を行い、後期に第一回目の外部精度管理活動を開始予定である。
- ⑥ 病理専門医制度運営委員会
- i 専門医資格更新については、第三者機構（仮称：日本専門医機構）の制度に移行後はより厳密さが求められると考えられるので、証拠書類の提出等申請手続きには充分注意されたい。
 - ii 日本専門医機構への制度移行に向けて、病理専門医研修施設をわかりやすくするため、「登録施設」の名称を廃止し、「認定施設」に一本化する形で再編を検討している。
 - iii 平成26年度病理専門医試験 7月26日～27日
東京医大 実施予定
 - ・平成27年度病理専門医試験 8月1日～2日
東邦大学 実施予定
 例年より1週遅れるので受験予定者は注意されたい。
 - iv 日本専門医機構への制度移行にあわせて、機構の

提示するモデルに準じた形に研修プログラムの見直し作業を行っている。

- v 病理専門医受験料を1万円値上げし資格審査料1万円、試験料3万円の合計4万円とする。（理事会決定）
- vi 医療関連死調査については、春頃法制化され、第三者機構としてスタートする見通しである

3. 総会開催予定

今後の総会開催予定は以下の通りです。また、第61回秋期特別総会会長、及び第105回総会会長が決定いたしました。

- (1) 第103回（平成26年度）総会
世話機関：広島大学
会 長：安井 弥理事
会 期：平成26年4月24日（木）～26日（土）
会 場：広島国際会議場他
- (2) 第60回（平成26年度）秋期特別総会
世話機関：琉球大学
会 長：吉見直己学術評議員
会 期：平成26年11月20日（木）～21日（金）
会 場：国立劇場おきなわ他
- (3) 第104回（平成27年度）総会
世話機関：名古屋大学
会 長：高橋雅英理事
会 期：平成27年4月30日（木）～5月2日（土）
会 場：名古屋国際会議場
- (4) 第61回（平成27年度）秋期特別総会（総会決定事項）
世話機関：がん研究会がん研究所・東京大学（共催）
会 長：石川雄一学術評議員・宮園浩平学術評議員
- (5) 第105回（平成28年度）総会（総会決定事項）
世話機関：東北大学
会 長：笹野公伸理事

4. 平成26年度事業計画並びに収支予算（総会決定事項より）について

標記の件が以下のとおり決定いたしました。

- (1) 平成26年度事業計画
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

〔事業の概要〕

I. 学術集会、研究会等の開催

- 1. 学術集会の開催
 - (1) 第103回日本病理学会総会（於広島市・安井 弥会長）
 - (2) 第60回日本病理学会秋期特別総会（於宜野湾市・吉見直己会長）
- 2. 研究会、講習会等の開催
 - (1) 第11回日本病理学会カンファレンス

- (2) 細胞診講習会
- (3) 病理診断講習会
- (4) 第8回診断病理サマーフェスト
- (5) 各支部における学術・研究集会、「夏の学校」等
- 3. 市民公開講座・シンポジウムの開催
- II. 学会誌、学術図書等の発行
 - 1. 「日本病理学会会誌」の発行（第103巻第1～2号）
 - 2. 「Pathology International」の発行（Vol.64 4～12, Vol.65 1～3）
 - 3. 「診断病理」の発行（第31巻第2～4号, 第32巻第1号）
 - 4. 「日本病理学会会報」の発行（第315～326号）
 - 5. 「お知らせ」（第16号～19号）の発行
 - 6. 「病理専門医部会報」の発行（2014年 第2～4号, 2015年 第1号）
- III. 研究および調査並びに知識の普及
 - 1. 「日本病理剖検輯報」の発行 第55輯（平成24年症例）
 - 2. 剖検輯報編集方法の充実
 - 3. 剖検記録データベースの更新
 - 4. 病理学卒前教育の充実
 - 5. インターネットホームページの充実
- IV. 研究の奨励および研究業績の表彰
 - 1. 日本病理学賞（宿題報告）の授与
- (2) 平成26年度収支予算
- (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
- ※1 一般社団法人化に伴い本学会の会計は全体で1本となった。また新会計基準の適用により、正味財産増減計算書の形となっている。
- ※2 平成26年度より実施が決定した学術評議員会費値下げの件は考慮されていない。
- 2. 日本病理学会学術奨励賞の授与
- 3. 日本病理学会学術研究賞（A演説）の授与
- 4. 100周年記念病理学研究新人賞の授与
- V. 病理専門医等の資格認定及び病理診断関連活動
 - 1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施及び資格の更新
 - 2. 病理専門医の広告
 - 3. 「病理専門医研修ファイル」及び「口腔病理専門医研修ファイル」の配布
 - 4. 病理専門医研修施設の認定および資格の更新
 - 5. 病理診断コンサルテーションシステムの充実
 - 6. 病理精度管理体制の充実
 - 7. 各種ガイドラインの作成
- VI. 学術団体との協力、連絡
 - 1. 学術団体等との会議共催および後援（国内）の実施
 - 2. 腫瘍取扱い規約等の改訂
 - 3. 海外病理学会との交流
 - (1) 英国病理学会との会員の相互派遣、学術交流
 - (2) ドイツ病理学会との学術交流
 - (3) アジア各国との学術交流
- VII. その他目的を達成するために必要な事業
 - 1. 医師賠償責任保険加入取扱いの実施

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	10,000	10,000	0	
基本財産受取利息	10,000	10,000	0	
② 特定資産運用益	25,000	35,000	△10,000	
特定資産受取利息	25,000	35,000	△10,000	
③ 受取会費	62,460,000	58,990,000	3,470,000	
学術評議員受取会費	20,000,000	20,000,000	0	
終身会員受取会費	3,000,000	3,000,000	0	
一般会員受取会費	27,000,000	23,500,000	3,500,000	
学生会員受取会費	10,000	10,000	0	
機関会員受取会費	350,000	380,000	△30,000	
賛助会員受取会費	100,000	100,000	0	
病理専門医部会受取会費	12,000,000	12,000,000	0	
④ 事業収益	152,000,000	141,198,000	10,802,000	
学術集会収益	100,000,000	90,000,000	10,000,000	
論文掲載料収益	0	900,000	△900,000	
広告料収益	700,000	800,000	△100,000	
刊行物発行収益	11,000,000	12,000,000	△1,000,000	
専門医制度収益	18,000,000	17,000,000	1,000,000	
病理専門医部会収益	3,700,000	3,700,000	0	
講習会等収益	6,000,000	5,000,000	1,000,000	
支部総会等収益	9,900,000	9,298,000	602,000	
賠償保険事務費収益	2,700,000	2,500,000	200,000	

⑤ 受取寄付金	0	886,334	△ 886,334
受取寄付金振替額	0	886,334	△ 886,334
⑥ 雑収益	4,020,000	2,035,000	1,985,000
受取利息	20,000	35,000	△ 15,000
雑収益	4,000,000	2,000,000	2,000,000
経常収益計	218,515,000	203,154,334	15,360,666
2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	16,056,900	12,207,317	3,849,583
臨時雇賃金	4,500,000	3,877,938	622,062
退職給付費用	1,502,400	1,502,439	△ 39
福利厚生費	2,535,300	1,878,049	657,251
会議費	5,164,500	1,517,454	3,647,046
旅費交通費	9,483,900	10,284,966	△ 801,066
間接旅費交通費	500,000	422,561	77,439
通信運搬費	3,756,000	3,034,908	721,092
間接通信運搬費	2,500,000	2,347,561	152,439
消耗什器備品費	206,500	187,805	18,695
消耗品費	3,380,400	3,203,514	176,886
間接消耗品費	400,000	375,610	24,390
修繕費	103,300	93,903	9,397
印刷製本費	50,500,000	49,907,376	592,624
間接印刷製本費	1,878,000	1,878,049	△ 49
光熱水料費	300,400	234,756	65,644
賃借料	61,200,000	60,192,342	1,007,658
間接賃借料	4,225,500	3,311,055	914,445
諸謝金	5,164,500	5,226,786	△ 62,286
間接諸謝金	3,000,000	2,817,073	182,927
租税公課	3,821,700	3,930,000	△ 108,300
委託費	22,000,000	20,232,720	1,767,280
雑費	10,329,000	11,127,996	△ 798,996
間接雑費	469,500	469,513	△ 13
事業費計	212,977,800	200,261,691	12,716,109
② 管理費			
給料手当	1,043,100	792,683	250,417
退職給付費用	97,600	97,561	39
福利厚生費	164,700	121,951	42,749
会議費	335,500	2,200,000	△ 1,864,500
旅費交通費	616,100	27,439	588,661
通信運搬費	244,000	152,439	91,561
消耗什器備品費	13,500	12,195	1,305
消耗品費	219,600	24,390	195,210
修繕費	6,700	6,097	603
印刷製本費	122,000	121,951	49
光熱水料費	19,600	15,244	4,356
賃借料	274,500	688,945	△ 414,445
諸謝金	335,500	182,927	152,573
租税公課	248,300	70,000	178,300
支払負担金	900,000	900,000	0
雑費	701,500	30,487	671,013
管理費計	5,342,200	5,444,309	△ 102,109
経常費用計	218,320,000	205,706,000	12,614,000
評価損益等調整前当期経常増減額	195,000	△ 2,551,666	2,746,666
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	195,000	△ 2,551,666	2,746,666
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	195,000	△ 2,551,666	2,746,666
一般正味財産期首残高	283,975,937	286,527,603	△ 2,551,666
一般正味財産期末残高	284,170,937	283,975,937	195,000
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	0	△ 886,334	886,334
一般正味財産への振替額	0	△ 886,334	886,334
当期指定正味財産増減額	0	△ 886,334	886,334

指定正味財産期首残高	0	886,334	△ 886,334
指定正味財産期末残高	0	0	
III 正味財産期末残高	284,170,937	283,975,937	195,000

5. 功労会員制度について（総会決定事項他より）

標記の件が施行となりました。

- (1) 功労会員とは「病理学の進歩及びこの法人の発展に永きにわたる功績のあったもの」とし、原則学術評議員歴25年以上で、終身会費を納入した会員となります。
- (2) 名誉会員制度は継続されますが、詳細についてはワーキンググループを設置し検討中です。
- (3) (旧) 名誉会員は全員功労会員に移行となります。
- (4) 平成25年度新功労会員に、41名の方が推戴されました。
- (5) 平成26年度功労会員推戴に関係される先生方には、今回の決定に基づき1月にお手紙を郵送いたしました。

定款ならびにここに定める資格をもって、病理学の発展に貢献する責務を有する。」こととなりました。会務への一層の貢献をお願いいたします。

学術評議員の資格まとめ

資格・権利	規定
学術評議員候補者の推薦	定款
常置委員会委員になる資格	定款・内規
名誉会員・功労会員になる資格	定款
役員候補者の選出資格	内規
宿題報告担当者となる資格	その他
学術研究賞演説（A演説）の担当者／推薦者となる資格	その他
B演説の担当者／推薦者となる資格	その他
学術奨励賞の推薦資格	その他
新入会員の推薦	その他
剖検輯報のデータ検索依頼（有料）	その他

6. 学術評議員について（理事会及び総会決定事項より）

- (1) 平成26年度より学術評議員会費が一般会員と同額の13,000円に値下げとなります。
- (2) 学術評議員内規が改定となり、「本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議するとともに、

- (3) 学術活動を活発化するため、学術評議員に「キーワード登録」をしていただくことになりました。1月に必要書類を郵送いたしましたので、ご協力下さい。登録されたキーワードはご承諾を頂いた上で、会員専用HP内での公開を検討しています。

7. 定款及び関係規定改定について（総会決定事項より）

- (1) 功労会員制度新設の承認に伴い、定款が以下の通り改定となりました。

一般社団法人日本病理学会定款改定

【改定前】	【改定後】
第1条～第5条 現行通り	第1条～第5条 現行通り
第3章 会員 (種別)	第3章 会員 (種別)
第6条	第6条
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 学生会員 大学の学部学生及び大学院修士課程学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人	(2) 学生会員 大学の学部学生及び大学院修士課程学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
(新設)	<u>(3) 功労会員 病理学の進歩及びこの法人の発展に永きにわたる功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人</u>
(3) 略	(4) 略
(4) 略	(5) 略
(5) 略	(6) 略
(学術評議員)	(学術評議員)
第7条 正会員のうち、申請時点において病理研究歴満7年以上及び本会に入会後満5年以上の者は、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得て学術評議員となることができる。	第7条 正会員のうち、申請時点において病理研究歴満7年以上及び本会に入会後満5年以上の者は、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得て学術評議員となることができる。
2 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。	2 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。

<p>3 学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。</p> <p>(1) 学術評議員候補者を推薦することができる</p> <p>(2) 常置委員会委員になる資格を持つ</p> <p>(3) 名誉会員になる資格を持つ</p> <p>(4) その他の資格については別に定める</p> <p>4 学術評議員は、満 65 歳に達した事業年度の翌事業年度から、学術評議員としての地位を失う。</p> <p>第 8 条～第 29 条 現行通り</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第 30 条</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算についての事項</p> <p>(3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項</p> <p>(4) 入会金及び会費</p> <p>(5) 理事及び監事の選任並びに解任</p> <p>(6) 理事長の選定及び解職</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>第 31 条～第 46 条 現行通り</p>	<p>3 学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。</p> <p>(1) 学術評議員候補者を推薦することができる</p> <p>(2) 常置委員会委員になる資格を持つ</p> <p>(3) 名誉会員・<u>功労会員</u>になる資格を持つ</p> <p>(4) その他の資格については別に定める</p> <p>4 学術評議員は、満 65 歳に達した事業年度の翌事業年度から、学術評議員としての地位を失う。</p> <p>第 8 条～第 29 条 現行通り</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第 30 条</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算についての事項</p> <p>(3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項</p> <p>(4) 入会金及び会費</p> <p>(5) 理事及び監事の選任並びに解任</p> <p>(6) 理事長の選定及び解職</p> <p>(7) <u>功労会員の承認</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>第 31 条～第 46 条 現行通り</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. この定款は平成 25 年 11 月 21 日から施行する。</p>
--	--

(2) 功労会員制度新設及び学術評議員会費値下げに伴い、定款施行細則、会費規程が以下の通り改定されました。

一般社団法人日本病理学会定款施行細則改定

【改定前】	【改定後】
<p>第 1 章 会員</p> <p>第 1 条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要な事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。</p> <p>2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。</p> <p>第 2 条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>第 4 条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。</p> <p>(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること</p>	<p>第 1 章 会員</p> <p>第 1 条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要な事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。</p> <p>2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。</p> <p>第 2 条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。</p> <p><u>第 3 条 功労会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。</u></p> <p><u>2 功労会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。</u></p> <p><u>3 功労会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。</u></p> <p>第 4 条 略</p> <p>第 5 条 正会員、学生会員及び功労会員、名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。</p> <p>(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること</p>

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること

(新設)

第5条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第6条 会員は、1年分の会費を納付しなければならない。

第2章 入会金及び会費

第7条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正会員	
学術評議員	16,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員 (博士課程大学院生・初期研修医)	8,000 円
学生会員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
(新設)	
名誉会員	無 料
賛助会員	50,000 円以上
機関会員	5,000 円

2 病理専門医である会員は、病理専門医部会費を併せて会費として納入する。病理専門医部会費は年額 6,000 円である。

3 満 65 歳に達した学術評議員歴 25 年以上の会員で、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費（病理専門医部会費は除く）は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第8章 補則

第24条 この施行細則は、理事会及び総会の議決を経た上、定款の改正が文部大臣に認可された日から施行する。

第25条 略

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」及び「診断病理」に投稿すること

(3) 「Pathology International」を閲覧すること

第6条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第7条 会員は、1年分の会費を納付しなければならない。

第2章 入会金及び会費

第8条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正会員	
学術評議員	13,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員 (博士課程大学院生・初期研修医)	8,000 円
学生会員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
功勞会員	無 料
名誉会員	無 料
賛助会員	50,000 円以上
関会員	5,000 円

2 病理専門医である会員は、病理専門医部会費を併せて会費として納入する。病理専門医部会費は年額 6,000 円である。

3 満 65 歳に達した学術評議員歴 25 年以上、もしくはそれと同等の学術評議員歴と認められた会員で、あらかじめ会費を完納し、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費（病理専門医部会費は除く）は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。

第9条 略

第10条 略

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

第8章 補則

第25条 この施行細則は、理事会及び総会の議決を経た上、定款が施行された日から施行する。

第26条 略

附則

1. この施行細則は平成 25 年 11 月 21 日より施行する。ただし、平成 26 年度会費から適用する。

(3) 一般社団法人定款施行に伴い、支部規程、常置委員会規程、病理専門医部会規程、口腔病理部会規程の一部文言が改定されました。

会費規程改定

【改定前】	【改定後】
第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、会員の入会金及び会費について定める。	第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、会員の入会金及び会費について定める。
第2条 会費の額は、以下のとおりとする。	第2条 会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額	会員の種類	年 額
正会員		正会員	
学術評議員	16,000 円	学術評議員	13,000 円
一般会員	13,000 円	一般会員	13,000 円
一般会員 (博士課程大学院生・初期研修医)	8,000 円	一般会員 (博士課程大学院生・初期研修医)	8,000 円
学生会員 (学部・大学院修士課程学生) (新設)	5,000 円	学生会員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
功労会員		功労会員	無 料
名誉会員	無 料	名誉会員	無 料
賛助会員	50,000 円以上	賛助会員	50,000 円以上
機関会員	5,000 円	機関会員	5,000 円
2 略		2 略	
3 満 65 歳に達した学術評議員歴 25 年以上の会員で、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費（病理専門医部会費は除く）は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。		3 満 65 歳に達した学術評議員歴 25 年以上、もしくはそれと同等の学術評議員歴と認められた会員で、あらかじめ会費を完納し、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費（病理専門医部会費は除く）は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。	
4 略		4 略	
第 3 条～第 7 条 現行通り		第 3 条～第 7 条 現行通り	
		附則	
		1. この規程は平成 25 年 11 月 21 日より施行する。ただし、平成 26 年度会費より適用する。	

支部規程改定

【改定前】	【改定後】
第 1 条 この規程は、定款第 3 条及び第 27 条の規定に基づき、支部について定める。	第 1 条 この規程は、定款第 3 条及び第 26 条の規定に基づき、支部について定める。
第 2 条～第 6 条 現行通り	第 2 条～第 6 条 現行通り
	附則
	1. この規程は平成 25 年 11 月 21 日より施行する。

常置委員会規程改定

【改定前】	【改定後】
第 1 条 この規程は、定款第 26 条第 1 項に基づき、本会を適正に運営し、その活動を活発にするため、常置委員会を置き、その種類、業務担当などについて定める。	第 1 条 この規程は、定款第 25 条第 1 項に基づき、本会を適正に運営し、その活動を活発にするため、常置委員会を置き、その種類、業務担当などについて定める。
第 2 条～第 16 条 現行通り	第 2 条～第 16 条 現行通り
	附則
	1. この規程は平成 25 年 11 月 21 日より施行する。

病理専門医部会規程改定

【改定前】	【改定後】
第 1 条 この規程は、定款第 26 条第 1 項に基づき、病理専門医部会について定める。	第 1 条 この規程は、定款第 25 条第 1 項に基づき、病理専門医部会について定める。
第 2 条～第 7 条 現行通り	第 2 条～第 7 条 現行通り
	附則
	1. この規程は平成 25 年 11 月 21 日より施行する。

口腔病理部会規程改定

【改定前】	【改定後】
第 1 条 この規程は、定款第 26 条第 1 項に基づき、口腔病理部会について定める。	第 1 条 この規程は、定款第 25 条第 1 項に基づき、口腔病理部会について定める。

第2条～第4条 現行通り	第2条～第4条 現行通り
第5条 口腔病理部会は、口腔病理学を専攻する社団法人日本病理学会（以下、「日本病理学会」という。）会員を以て構成する。	第5条 口腔病理部会は、口腔病理学を専攻する日本病理学会会員を以て構成する。
第6条 現行通り	第6条 現行通り
	附則
	1. この規程は平成25年11月21日より施行する。

8. 会員行動規範について（理事会決定事項より）

会員行動規範が策定されました。会員におかれては、遵守をお願いいたします。

日本病理学会会員の行動規範

日本病理学会は、病理学の研究と診療の信頼性および公正性を確保することを目的として、本学会会員に対し、ここに行動規範を定める。

（基本的責任）

1. 日本病理学会に所属する会員（以下、日本病理学会員と略す）は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。

（姿勢）

2. 日本病理学会員は、病理学研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に高い倫理意識のもと、正直かつ誠実に判断し行動する。また、病理学研究によって生み出される知の正確さや正当性を示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

3. 日本病理学会員は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、社会との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

4. 日本病理学会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

一方で、自らの研究成果が、意図に反して反社会的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される手段と方法を選択する。

（研究活動）

5. 日本病理学会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。日本病理学会員は研究成果を論文などで公表することによって、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、加担しない。

人を対象とする医学研究に関しては、倫理審査委員会を活用し、人道的かつ合理的配慮を行う。

共同研究においては、共同研究者や研究協力者の人格、人権を尊重するとともに、必要な情報を交換しながら研究を進め、研究成果には連帯して責任を持つ。

（診療活動）

6. 日本病理学会員は、自らの診療において、ヘルシンキ宣言ならびに本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

診療対象者の人格、人権を尊重し、個人に関する情報の取扱いに細心の注意を払う。

（研究・診療環境の整備ならびに教育啓発の徹底）

7. 日本病理学会員は、公正で透明性の高い研究・診療環境の確立と維持を自らの重要な責務と自覚し、研究・診療活動の基盤となる環境の質的向上ならびに不正行為を抑止するための教育・啓発活動に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（社会的期待に応える研究）

8. 日本病理学会員は、科学的真理の探究や様々な課題の達成に向けた社会の期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そのような社会的期待が存在することを常に自覚する。

（研究・診療対象などへの配慮）

9. 日本病理学会員は、研究・診療への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）

10. 日本病理学会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重

する。

(差別の排除)

11. 日本病理学会員は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、理性に基づく公平性を基礎におき、個人の自由と人格を尊重する。

(法令の遵守)

12. 日本病理学会員は、研究・診療の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(利益相反)

13. 日本病理学会員は、自らの研究・診療、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、本学会の定める「医学研究のCOIマネージメントに関する指針」、「同指針 日本病理学会施行細則」に則り、適切に対応する。

附則

この行動規範は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

9. 平成 27 年度日本病理学賞授賞者等について（理事会承認事項より）

※記載は ABC 順、氏名（敬称略）、所属、仮題

- (1) 先の学術委員会にて標記授賞者（第 104 回（2015）総会宿題報告担当者）3 名を選出いたしました。
 - ① 野口雅之（筑波大学）「肺腺癌の組織発生と悪性化の生物学」
 - ② 梶村春彦（浜松医科大学）「ヒトがんの個体感受性：病理からの分子疫学的アプローチ」
 - ③ 豊國伸哉（名古屋大学）「酸化ストレス病理学の確立とその疾患予防への展望」
- (2) 同委員会で第 60 回（2014）秋期特別総会 診断シリーズ担当者 2 名を決定いたしました。
 - ① 森谷卓也（川崎医科大学）「乳管内増殖性病変の病理診断」
 - ② 山川光徳（山形大学）「樹状細胞腫瘍の病理診断」

10. 平成 26 年度/27 年度役員選挙の結果等について

平成 25 年 10 月 9 日公示、実施となった標記の件につき以下の通りご報告いたします。

- (1) 日本病理学会選挙管理委員会は、10 月 9 日、本学会正会員に次期役員（立候補者の公募および選挙日程などの選挙概要を公示した結果、すべての選出区分で応募があった。

選挙管理委員会は、定員を超えた立候補者のあった全国区選出理事と監事の選挙を実施することとし、11 月 27 日付で投票用紙、その他書類を選挙人（学術評議員）に送付し、投票期限を 12 月 13 日（当日消印有効）として投票を依頼した。

なお、その他の選出区分は、それぞれの立候補者

数が定員内であり、無投票当選となった。

参照記事：

<http://pathology.or.jp/news/whats/election131127-01.html>

(2) 投票数

学術評議員数：1,351 名（10/1 現在）

投書数（投票率）917 通（67.9%）

有効投書数 909 通 無効投書数 8 通（期限切れ）

(3) 選出区分 1 地方区選出理事：7 名

立候補者数がそれぞれ定員内であり、無投票当選となった。

1-1	北海道 地区	笠原 正典
1-2	東北 地区	長沼 廣
1-3	関東 地区	内藤 善哉
1-4	中部 地区	野島 孝之
1-5	近畿 地区	大澤 政彦
1-6	中国四国地区	森谷 卓也
1-7	九州沖縄地区	横山 繁生

(4) 選出区分 2 全国区選出理事 定員 11 名

16 名の立候補があり、投票の結果以下の結果となった。

※有効投票総数 4,538 票（うち白票：416 票）

1	深山 正久	525 票	当選
2	黒田 誠	443 票	当選
3	小田 義直	322 票	当選
4	安井 弥	287 票	当選
5	高橋 雅英	273 票	当選
6	白石 泰三	240 票	当選
7	森井 英一	238 票	当選
8	坂元 亨宇	236 票	当選
9	福本 学	221 票	当選
10	八尾 隆史	220 票	当選
11	笹野 公伸	215 票	当選

12	落合 淳志	210 票	次点
13	増田しのぶ	207 票	
14	堤 寛	200 票	
15	加藤 良平	178 票	
16	中村 卓郎	107 票	

(5) 選出区分 3 口腔病理部会長兼全国区選出理事：定員 1 名

立候補者が定員内のため、無投票当選となった。

1 豊澤 悟

(6) 選出区分 4 監事 定員 2 名

3 名の立候補があり、投票の結果以下の通りとなった。

※有効投票総数 1,815 票（うち白票：259 票）

1	石川 雄一	674 票	当選
2	野口 雅之	488 票	当選

3	梶村 春彦	394 票	次点
---	-------	-------	----

11. 次期理事長選出の選挙について

平成 26/27 年度次期役員（理事・監事）選挙の結果を踏まえ、次期理事長を選挙により選出いたします。この件につき、下記要領にて平成 26 年 1 月 24 日付で、学術評議員に投票をお願いいたしました。

記

- ① 投票締切日：平成 26 年 2 月 7 日（金） 当日消印有効
- ② 投票用紙には、被選挙人名簿（別記-1）の中から 1 名を記載ください。
所信表明（希望者のみ）（別記-2）をご参照ください。
なお、被選挙人の資格には、この所信表明の有無は問いません。

（別記 1）被選挙人名簿（19 名 ABC 順）

深 山 正 久（東京大学人体病理学・病理診断学）
福 本 学（東北大加齢研 病理）
笠 原 正 典（北海道大学医学研究科分子病理学）
黒 田 誠（藤田保健衛生大学病理診断科）
森 井 英 一（大阪大学病態病理学・病理診断科）
森 谷 卓 也（川崎医科大学病理学 2）
長 沼 廣（仙台市立病院病理診断科）
内 藤 善 哉（日本医科大学統御機構病理学分野）
野 島 孝 之（金沢医科大学臨床病理学）
小 田 義 直（九州大学形態機能病理）
大 澤 政 彦（大阪市立大学医学部診断病理学）
坂 元 亨 宇（慶應義塾大学医学部病理学）
笹 野 公 伸（東北大学医学部病理診断学分野）
白 石 泰 三（三重大学医学研究科腫瘍病理学）
高 橋 雅 英（名古屋大学医学系研究科分子病理）
豊 澤 悟（大阪大学歯学研究科口腔病理学）
八 尾 隆 史（順天堂大学人体病理病態学）
安 井 弥（広島大学大学院分子病理学）
横 山 繁 生（大分大学医学部診断病理学講座）

（別記 2）次期理事長候補者所信表明

※希望者のみ掲載：1 名 氏名（所属、出身大学、卒業年）

深山 正久（東京大学人体病理学・診断病理学、東京大学、1978 年卒）

平成 24、25 年度、理事長として「後継者のリクルート・育成」を最重要課題に掲げ、病理医の重要性についての広報、研究医・病理医育成、基盤整備について、具体的な施策を精力的に進めてきました。次期理事長として立候補するに当たり、目標に向かって進むべく決意を新たにしています。

- 1) 「国民のためのよりよい病理診断に向けた行動指針 2013」

病理学会として「医療における病理学」の実践に取り組んでいることを明確に表明し、短期、中期、長期の目標と行動方針を国民に向けて提示しました。この基本姿勢を堅

持し、具体的な施策に反映させていきます。

- 2) 学術評議員の学会活動への積極的参加促進

学術評議員の会費値下げを契機に、学術評議員キーワード登録を行い、学術評議員の先生方の積極的参加を促進していきます。

- 3) 病理診断科の標榜推進、がん診療提供のための環境整備、調査解剖体制の整備

病理診断の重要性を具体的な形で示すため、病理診断科標榜、病理診断報告書の名称明確化を更に進める必要があります。国のがん診療提供体制の見直しに盛り込まれた病理医の配置、迅速診断体制の整備、病理室設置などに応える努力を続けます。また、外部精度管理機構の設立、病理技師認定制度の実現、さらに調査解剖体制の整備など、「国民のためのよりよい病理診断」の実践に責任をもって取り組んでいきます。

- 4) 専門医育成、生涯教育の充実

平成 27 年度医学部卒業生から実施される新たな専門医制度に対し、病理学会としての期待、要望を表明しました。研修プログラム策定について具体的な検討を開始しています。病理研修医登録制度は着実に定着しており、引き続き専門医育成、生涯教育の充実に力を入れます。

- 5) 学術、支部活動支援をはじめとした情報基盤整備、医学生、研修医に対する取り組み

病理学研究の重要性を広報するため、HP 上で宿題報告の一般向け解説を公開し、また病理学会ニュースレターの配信を開始しました。しかし IT 活用の現状はまだまだ不十分で、umin メール の転送設定、病理 IT ネットワーク活用を推進します。夏の学校、病理学会カンファレンス、診断サマーフェストなど、病理学の魅力を届ける取り組みを進めます。

これまでの成果は学術評議員はじめ皆様のご努力に支えられたものです。今、学会員は増加傾向にあります。今後力をお寄せ、進んでいきましょう。ご支援よろしく願います。

12. 日本病理学会病理専門医制度研修施設（認定施設・登録施設）の更新書類及び年報書類の提出について

認定施設、登録施設には平成 25 年の病理学的業務の実績報告書（施設年報）のご提出をお願いしております。書類は 1 月 22 日に発送しておりますので、ご確認よろしく願います。また、今年更新申請にあられる施設（隔年）には更新書類（ダウンロード不可）も同封されています。年報とあわせてご提出下さい。なお、日本病理学会病理専門医制度研修施設年報（認定施設）、同（登録施設）平成 25 年書式が HP よりダウンロードできます。

<http://pathology.or.jp/news/whats/hospitals-annualreport-140123.html>
どうぞご利用下さい。

更新申請に当たられる施設につきましてはその可否につきまして 4 月の総会後にお知らせいたしますので、それまでは 3 月までの認定証・登録証をそれぞれ有効といたしま

す（新証書送付は6月頃を予定）。関係者各位にはご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

〈提出期限〉平成26年2月28日（金）消印有効

〈書類送付先〉一般社団法人日本病理学会事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階

※注意 平成24年（第55輯）剖検輯報原稿が1月末日までに未提出の場合、施設の更新は出来ません。

13. 会員の訃報

以下の方がご逝去されました。

竹内 廣 功労会員（平成25年11月28日ご逝去）

濱島 義博 功労会員（平成25年12月14日ご逝去）

お知らせ

1. 平成25年度トレーニングセミナー「社会から信頼される院内調査となるためには」参加者募集について

開催日時：平成26年3月1日（土）10:30-16:00

会場：フラクシア品川（品川駅より徒歩4分）

〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33

長田ビル6階

対象者：医療安全に従事している方、もしくはその予定の方（100名）

応募多数の場合は抽選

費用：2,000円（昼食、資料代）

主催：一般社団法人日本医療安全調査機構

申し込み：http://www.medsafe.jp/pdf/140122_info.pdf

締め切り：平成26年2月7日（金）

お問合せ：日本医療安全調査機構 中央事務局

TEL：03-5401-3021

E-mail：chuo-anzen@medsafe.jp

2. 中皮腫の診断精度向上のための講習会（徳島会場）参加者募集について

開催日時：平成26年2月8日（土）9:30-18:00

会場：あわぎんホール（JR徳島駅 徒歩8分）

〒770-0835 徳島県徳島市藍場町2-14

対象者：医師（臨床・病理）、臨床検査技師、細胞検査士等

費用：無料

主催：環境省

詳細：<http://www.omc.co.jp/ishiwata/>

申し込み：<https://www.omc.co.jp/ishiwata/index.php>

締め切り：平成26年2月3日（月）

お問合せ：平成25年度環境省「中皮腫の診断精度向上のための講習会」事務局

（株式会社オーエムシー内）

TEL：03-5362-0120

E-mail：ishiwata@omc.com

3. 「良質な医療の提供に資する情報基盤の整備」事業に関して

医学会より以下の周知依頼が参りました。

厚生労働省医政局では、以下のとおり平成25年度補正予算案において、医療の質を向上させるため、日々の診療行為、治療効果及びアウトカムデータ（診療行為の効果）を、一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取り組みを支援する事業の予算を計上しております。

なお、補助要綱、公募期間等については、今後、厚生労働省のホームページに掲載する予定となっております。

詳細：<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13hosei/dl/13hosei.pdf>

問い合わせ：厚生労働省医政局総務課

（担当：永田氏 電話：03-3595-2189）

4. 第14回（平成26年度）一般財団法人材料科学技術山崎貞一賞候補者の募集について

募集期間：平成26年2月1日から4月末日（必着）

連絡先：一般財団法人材料科学技術振興財団山崎貞一賞事務局

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6

TEL：03-3415-2200 FAX：03-3415-5987

E-mail：prize@mst.or.jp

URL：<http://www.mst.or.jp/prize/>